

軽自動車税は4月1日時点で登録のある軽自動車などに課税します

軽自動車などの廃車、名義変更手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日の時点で登録がある軽自動車などを対象に1年分の税金を課税します。

所有している軽自動車を「今後使用しない」、「盗難された」、「他の人に譲った」などの場合には、3月末までに廃車または名義変更の手続きをしておかないと、課税の対象となりますので、ご注意ください。

車両区分別の手続き場所は右表のとおりです。
▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

軽自動車などの問い合わせ先

車両区分	問い合わせ先
・原動機付自転車 125cc以下、ミニカー ・小型特殊自動車	役場税務住民課 紀宝町鵜殿 324 番地 (☎ 0735-33-0337)
・二輪車 126cc 以上 ・三輪以上の軽自動車 660cc 以下	三重県紀南自家用自動車協会 御浜町阿田和 4926 番地 5 (☎ 05979-2-1404)

※手続きに必要なものは、問い合わせ先へご確認ください。

地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動を応援

地域づくりのための活動経費を補助

地域貢献促進事業は、町をよりよく元気にしていこうという想いを持つ住民団体が、地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動に対し、町が活動経費の補助を行う事業です。

◆補助対象の活動

地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動で、補助金が採択された日から令和8年3月31日（火）までに行う活動です。

- 1 健康づくり、子育て支援、高齢者・障がい者福祉に貢献するもの
- 2 小中学生の非行防止や健全育成に貢献するもの
- 3 音楽、芸能、歴史、文化、文学等を通して文化力向上に貢献するもの
- 4 地域防災活動、防犯対策など生活安全に貢献するもの
- 5 ごみ減量化など環境衛生に貢献するもの
- 6 スポーツ、観光など地域交流に貢献するもの
ただし、下記のような活動は対象外です。
 - ・国、県、町などから助成を受けている活動
 - ・営利を目的とする活動
 - ・区、自治会などが、慣例行事として行う清掃活動

◆補助対象団体

町内に活動拠点を有する5名以上の団体で、代表者が町内に在住していること。

◆補助金の内容

活動を実施するために必要な経費のうち、補助対象となる経費に対し1/2の額を上限として補助金を交付します。

※1団体につき上限30万円

◆申し込み期限

3月21日（金）

◆申し込み方法

所定の申請書に必要な書類を添えて、役場企画調整課にご提出ください。

※申請書などは役場企画調整課窓口または町ホームページから入手してください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



町 HP



町制20周年を記念し作成する町勢要覧などに掲載予定

紀宝町の魅力が詰まった写真を募集中！

町では町制施行20周年を迎えるにあたり、来年度に作成する町勢要覧などに掲載する写真を募集しています。

【募集素材】

紀宝町の魅力が伝わる写真（人物、建物、自然など何でも可）。合併後に撮影した写真であれば時期は問いません。

【募集期限】 3月14日（金）

【応募資格】 どなたでも応募可能

【入賞】

- ・グランプリ1名（副賞：商工会共通商品券5万円）
- ・準グランプリ3名（副賞：商工会共通商品券2万円）
- ・優秀賞10名以内（副賞：商工会共通商品券5千円）

【応募方法】

2次元コードからの申し込み、または持参により、担当課まで提出してください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



町 HP

令和6年10月分からの改正で拡充の対象となる方へ

児童手当の手続きはお済みですか？

児童手当法が改正され、令和6年10月分（12月支給）から制度が拡充されました。町では9月から新たに支給（増額）される方の受け付けを行っており、12月から改正後の額で支給しています。未申請の方は手続きの期限を過ぎてしまうと遡っての支給ができませんのでご注意ください。

下記の条件に該当する方で、未申請の方は手続きをお願いします。

- ・所得限度額超過により、児童手当・特例給付が支給されていなかった方
- ・中学生以下の子どもを養育しておらず、高校生年代の子どもを養育している方（紀宝町に住所を有していない子どもも含む。）
- ・大学生年代を含めて、計3名以上を養育している方

※公務員の方は勤務先で手続きをお願いします。

【提出期限】 3月31日（月）必着

また、現在、高校3年生相当の子どもなどを養育しており、かつ第3子加算（30,000円/子）を受給している方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

対象者には、3月上旬に案内を送付しますので、期限までにお手続きください。

【提出期限】 4月15日（火）

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。